

令和 7 年 3 月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 24 日（月） 13 時 30 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

5. 出席委員

農業委員

議席 1 鶴沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員 議席 5 木幡 治 委員 議席 7 志賀 睦 委員

議席 8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

ただ今から双葉町農業委員会令和 7 年 3 月定例総会を開催いたします。開会前にご報告がございます。林委員、榎内推進委員、中野推進委員、新川推進委員より欠席のご連絡がありました。

それでは会長からごあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は、何かとお忙しい中、3 月定例総会にご出席いただきありがとうございます。うございます。

本日は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が 1 件だけで、人事の話もあるようです。よろしくをお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。

それでは、会長を議長としまして議事を進行いたします、よろしくお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年3月定例総会を開会いたします。

【澤上会長】

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

報告させていただきます。

2月20日、農業委員会2月定例総会を開催し農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、中野、川崎が出席しております。以上になります。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第19条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には4番・山田委員、5番・木幡委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年3月24日提出。双葉町農業委員会会長 澤

上 榮。

譲渡人は、双葉町大字××字××××番地 ××××氏、××××氏、それから譲受人は双葉町大字××字××××番地 ××××氏で、生前一括贈与になります。××氏は××氏、××氏の息子さんでございます。

譲渡しようとする土地は、双葉町大字××字×××××番ほか3 4筆で、田・×××××㎡、畑・×××××㎡になります。

所有権移転後の農地の利用計画が記載されていますが、作付予定作物は水稻及び野菜類で、農機具等はトラクター、トラック、草刈り機を自己資金で購入予定としています。

また、農作業従事者は、譲受人のほか家族2名としています。

次に周辺地域との関係について、譲渡する農地は、同一世帯内での権利移動であり、これまでと同様に田・畑として利用する予定であります。また、周辺農地の利用には影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

所有権移転をしようとする農地の登記事項全部証明書、公図を添付しております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件について、農地法第3条第1項の許可申請に係る調査を大森委員にさせていただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

××××氏は私と同じ集落の一員です。電話で確認しようとしたましたが、同じ市内なのでせっかくですので対面で話を伺いました。日時は3月17日の午後4時からでございます。

申請内容に間違いのないことです。相続時精算課税制度を使うことで、税金がかからなくなるため、生前贈与をすることにしたとのこと。

また、帰還後は営農する予定であるとの意思を確認しました。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

××さんのお宅は解体は終わっていますか。

【大森委員】

終わっています。

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。事前に通知した議案は以上ですが、事務局から議案を追加したい旨の申出がありました。日程に追加して審議することとしてよろしいでしょうか。

(はいの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

【川崎主事】

私個人に関する議案となることから、一時退席させていただきたいので、許可願います。

【澤上会長】

許可します。

休議します。

(川崎主事退席)

【澤上会長】

会議を再開します。

職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」、双葉町農業委員会事務局職員の任免について、審議に付す。令和7年3月24日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

町の4月1日付けの人事異動で、記載のとおり、川崎主事が3月31日付けで派遣期間満了により派遣元の茨城県東海村へ戻り、後任には、石井拓郎さんを迎えることとなりました。

農業委員会等に関する法律第26号第3項の規定により、事務局職員は農業委員会が任免することとなっておりますので、委員会に決定を求めるものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件の審議に入ります。

質疑・ご意見等はありませんか。

【木幡委員】

石井さんはどこから来ているのですか。

【中野事務局長】

××××の方です。

【井戸川委員】

おいくつの方ですか。

【中野事務局長】

××歳になります。

社会人枠での入庁になります。現在××××の方になります。

プロパーとして入ることとなりますので、1年ごとの交代ではなく、数年ごとの交代となります。

農業委員会以外の農業振興課職員としてももう1人入ってきます。

【井戸川委員】

その方もプロパーで入ってくるのですか。

【中野事務局長】

はい。その方は新卒職員になります。

その他は、農業振興課の主幹は農政局からの入れ替えになります。あと東海村さんからは一人来ていただくことになっています。福島県から来ていただいている方は継続になります。

【澤上会長】

お諮りいたします。議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

議案第2号「双葉町農業委員会事務局職員の任免について」は提出された案のとおり任免することに決定いたしました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

(13時43分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮 ㊟

議事録署名人 木幡 治 ⑩

議事録署名人 山田 和男 ⑩